大通地区15丁目町内会会則

（名称及事務所）

第1条　本会は大通地区 15丁目町内会と称し、 事務所を会長宅（会長事務所）におく。

（会員）

第2条　1. 本会の会員は中央区南3条以北、北1条通り以南の西 15丁目内に居住する住民と、同地区内で業務を営む法人や事務所が会員になることができる。

2. 当地区外に転出した旧会員で、当町内会と継続的な交流を希望する場合は、賛助会員の資格を備えることができる。

3. 本会に入会しようとする者は「入会申込書」を提出するものとする。

※ 1～3のすべては、会費の納入をもって会員又は賛助会員とする。

（目的）

第3条　本会は会員相互の親睦をはかり、**明るく健康** で **楽しい地域社会** を作ることを目的とする。

（事 業）

第4条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 親睦をはかるため、レクリエーションの開催など。

2. 住民福祉の増進に関する相互協力など。

3. 行政への協力など。

4. 地域環境良化に関する相互協力など。

5. その他目的達成上必要と認められることなど。

（役 員）

第5条　本会に次の役員をおく。

会　長　1名

副会長　3名

幹事 若干名　総務部長、 会計部長、 事業部長、 福まち推進員、女性部長

各班長、防火防犯部長、 街路灯部長、クリーンさっぽろ衛生推進員 など

監 査 2名

第6条　役員は会員より選出する。

会長、副会長ならびに監査役は総会において選出する。 その他の役員は会長、副会長合議の上これを委嘱する。

各幹事に副部長や副担当をおくことができる。

役員の任期は2年とし、 再任を妨げない。

第7条　役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。また、総務・事業・会計の各部長を兼務する。

3.任期中に役員の欠員があった場合はその任務を他の役員が代行する。

4. 幹事は会長の指示を受け会務を処理する。
5. 女性部長は女性部を統括し、会の運営に協力するとともに必要な活動を行う。
6. 班長はそれぞれの班内を統括し会の運営に協力する。
7. 監査は事業及び会計を監査し、総会にその結果を報告する。

（顧問・相談役）

第8条　本会に顧問、相談役をおくことができる。
顧問、相談役は役員会に諮り会長が委嘱する。

（会の運営）

第9条　本会は以下の会議により運営される。 会議の議長は会長が当たる。 会議はすべて、その構成員の過半数の出席が無ければ開会することが出来ない。但し委任状提出者は出席と見なす。

1. 総会：年１回とする。特に会員にはかる必要が生じたときには、臨時総会を開催する事ができる。
2. 役員会：定例役員会の他、状況により臨時役員会を随時開催する事ができる。
3. 総会の構成員の数は各班の構成員の合計とする。
構成員の数は役員会で決める。

（会 計）

第10条　1. 本会の経費は会員会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
本会の会計年度は4月1日に始まり、 翌年3月31日に終わる。
2. 会員は原則、総会にて予算成立時の当該月の翌月末日までに会費を納入しなければならない。
3. 年度途中で入会した会員の会費は、年会費を12で除した金額に入会月以降の月数を乗じた金額を入会時に納入しなければならない。
4. 既に納入した年会費は、いかなる理由があっても返戻しない。

（慶弔・災害）

第11条　1. 会員及び家計を同一にする家族が出産した場合は、出産祝金5,000円を贈る。
2. 家計を同一にする会員の家族が小学校に入学、及び15歳になる場合は記念品を贈る。
3. 会員及び家計を同一にする家族に不幸のあった場合は、弔慰を表する。
内容は町内会への貢献を鑑み、役員会に諮り会長が決定する。
4. 会員及び家計を同一にする家族が長期療養で、会員より申し出があった場合は、町内会は見舞の意を表する。内容は町内会への貢献を鑑み、役員会に諮り会長が決定する。

5. 1～4以外の慶弔・災害については、役員会に諮り会長が決定する。
※ 1～5のすべての申し出は、特段の事情の無い限り1ヶ月を目安とする。

（附 則）

本会則は令和6年5月18日の総会決議により、改正の上これを施行する。